

入札条件書

大台町発注の業務委託の指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は次のことを入札条件とするので遵守しなければなりません。

1. 落札人の決定

- (1) 大台町会計規則（平成 27 年大台町規則第 36 号）（以下「規則」という。）第 172 条及び第 173 条に基づき作成された予定価格から最低制限価格の範囲内であって、最低価格の入札者とします。
- (2) ただし、落札人となるべき同額の入札をした者が 2 以上あるときは、即時に当該入札者によりくじにより落札人を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせます。
- (3) 業務委託の契約において、落札者が契約を締結するまでに、大台町から指名（資格）停止を受けた場合は契約を締結しないことがあります。また、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留し又は契約の締結を保留します。
 - ア 資格（指名）停止措置要領の「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合
 - イ 資格（指名）停止措置要領の「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合
 - ウ 資格（指名）停止措置要領の「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合
- (4) 入札条件書に定める規定（2）、（3）により落札決定を保留し、又は仮契約若しくは契約を解除または締結しない場合、町は一切の損害賠償を負いません。

2. 最低制限価格の設定方法

最低制限価格（P）を設定します。設定基準は「 $\text{予定価格} \div 1.10 \times 2 \div 3 = P$ 」とします。端数処理は万円未満を切り上げます。

3. 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札書に記載する金額は当該 10% に相当する額を除いた金額としてください。

4. 入札保証金

指名通知書記載のとおりとします。

5. 契約保証金

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上
ただし、規則第 195 条の第 2 項により以下を持って、契約保証金の納付に代える

ことができます。

- ① 政府の保証のある債券
- ② 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手若しくは手形
- ③ 町長が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券
- ④ 町長が確実と認める金融機関等の保証又は保証事業会社の保証
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、町長が確実と認める債権

また、規則第 196 条第 1 項により以下に該当する場合は契約保証金の納付を免除します。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が過去三年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - ④ 契約の相手方があらかじめ町長の承認を得て、確実な担保の提供をしたとき。
 - ⑤ 物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払い代金を即納したとき。
 - ⑥ 契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ⑦ その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。
- (2) 規則第 196 号条第 1 項第 6 号に基づき契約金額 500 万円未満の物件については契約保証金を免除する。

6. 予定価格の事前公表

指名通知に記載する予定価格は消費税及び地方消費税を含んだ額を示しています。

7. 見積書の提出

- (1) 入札の際に見積書（仕様書における工事内訳書をいう。）の提出を求めます。なお、見積書の提示が無い場合は当該入札に参加できません。
- (2) 提出された見積書は返却しません。
- (3) 見積書の作成例は次のとおりとします。
 - ①表紙…仕様書の表紙（業務委託名記入のもの）
業務内訳書…見積額の根拠となる大項目のもの
上記 2 種類を順番に綴じてください。
 - ②表紙等の欄外に社名を記載し代表者印を押印してください。
- (4) 見積書を提出しない者、見積書に社名記入及び社印押印の無い者の入札は無効とし、また提出した見積書の不明な点を説明しない者は失格とします。
- (5) 提出された見積書については、契約上の権利及び義務を生じるものではありません。
- (6) 見積書は入札に際し入札書に記載される金額に対応したものを求めることとし、提出された見積書が次の各号のいずれかに該当する者の入札書については、規則第 176 条第 5 項の規定に基づき無効とします。

- ①見積書を提出しないもの
- ②見積書の金額と入札額が一致していないもの
- ③一括値引き及び減額の項目が計上されているもの
※ただし、端数調整のための千円以下の処理については一括値引き及び減額として扱いません。
- ④記載すべき項目がかけているもの。
- ⑤その他不備があるもの。

8. 無効及び失格の要件

- (1) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とします。
 - ①入札に参加する資格がない者が参加したとき。
 - ②同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - ③入札者又は他の者が他人の入札の代理をしたとき。
 - ④入札に対して談合等の不正行為があったとき。
 - ⑤入札保証金の額が規則第 170 号第 1 項に規定する額に満たないとき。
 - ⑥定刻までに入札書を提出しないとき。
 - ⑦入札書の金額を訂正した入札をしたとき。
 - ⑧記名、押印を欠く入札又は誤字脱字等により意志表示が不明な入札したとき。
 - ⑨その他契約担当者が予め指示した事項及び入札条件に違反したとき。
- (2) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札を失格とします。
 - ①規則第 173 条に規定する額（最低制限価格）を下回る額の入札をしたとき。
 - ②適正な入札の執行を妨げたとき。

9. 入札方法

- (1) 入札回数は 1 回を限度とします。
- (2) 予定価格を超えた応札はしてはなりません。
- (3) 入札書の宛名は大台町長とし、1 件ごとに作成し封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び業務委託名等を表記して入札者（代理人による入札の場合の代理人含む。以下同じ。）自ら投函してください。
- (4) 入札者本人の住所、氏名（法人にあっては法人の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され使用印鑑届で届出している印鑑の押印のある入札書により入札する場合には委任状を必要としません。
- (5) 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出してください。なお、この場合の入札書は入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して代理人の氏名を記載して押印してください。
- (6) 入札書を入れる封筒は次のとおりとする。ただし、同様の内容であれば詳細については問いません。

| | |
|---|------------------|
| 大 台 町 長 様 | |
| 委託業務名 履行場所 | |
| <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 20px;">入札書在中</div> | |
| 令和 年 月 日 | 住所 会社名 代表者 |

※裏面は入札参加資格申請の使用印鑑届で届出た印鑑にて封印してください。

10. 仕様書に関する質問

- (1) 質問がある場合は、入札会の4日前（土曜日、日曜日及び祝日並びに入札会当日を含めない。）の午後5時（閉庁日及び正午から午後1時の間を除く）までに、総務課入札契約係宛に提出してください。提出は持参・FAXを問いません。ただし、FAXの場合は送信した旨の連絡をして下さい。
- (2) 回答は、質問受付日を含め、原則2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、大台町HP「入札・契約」ページ内「指名競争入札の仕様書」に掲示をすることにより回答します。
- (3) 質問書の記載内容について、問合せをする場合があります。
- (4) 質問書の様式は、大台町HP「入札・契約」ページ内「入札契約関係の様式」からダウンロードしてください。
- (5) 各業務の積算担当部署への書面の提出及び口頭による質問については遠慮願います。なお、口頭による質問があった場合には、日時、業者名及び内容について、各積算担当部署において記録を行います。一定の回数に達した場合や最低制限価格及び積算価格そのものを聞く内容など悪質な場合については、指名停止措置などの対応を行いますので十分注意してください。

11. 支払条件

- (1) 特記仕様書で特別な記述がない限り、前払金の割合は、契約額の10分の4以内の額とします。
- (2) 前払金に追加して前払を行う中間前払金の割合は、契約額の10分の2以内の額とします。
- (3) 部分払は、規則第65条の規定により既済部分の代価の10分の9以内でお支払いします。
- (4) 中間前払金及び部分払はいずれか一方を契約時に選択できるものとします。

12. その他

- (1) 入札参加者が一人だけで他が全部不参加の場合又は風水害等の特別な事情がある場合は入札会を中止する場合があります。

- (2) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがあります。
- (3) 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。なお、違反が確認された場合は不正・不誠実な行為と見なします。
 - ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
 - ② 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
 - ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。
- (4) 入札を希望しない場合には参加しないことができます。その場合は入札日前日までに別に定める入札辞退届を総務課宛提出してください。ただし、談合情報があった場合には、辞退届は受理しない場合があります。
- (5) 仕様書は大台町HP「入札・契約」ページ内「指名競争入札の仕様書」で公開します。
- (6) 入札前に指名業者は公表しません。
- (7) 入札書は所定の様式を用いてください。
- (8) 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書の条項及び現場等についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできません。
- (9) 前各項に定める条件のほか、必要事項は大台町会計規則により取り扱うものとします。